

【生命保険金・年金等の請求手続き】

I. 生命保険金等の請求手続き

項 目	手続き先	必要書類等	期限等
1 死亡保険金 ①生命保険	生命保険会社	☐ 保険会社所定の請求書 ☐ 保険証券 ☐ 保険会社所定の死亡診断書又は検案書 ☐ 保険会社所定の同意書 ☐ 被相続人の戸籍(除籍)謄本 ☐ 相続人の戸籍謄本 ☐ 相続人の印鑑証明書 ☐ 事故証明書(交通事故の場合)	
②損害保険	損害保険会社	☐ 保険会社所定の請求書 ☐ 保険証券 ☐ 保険会社所定の死亡診断書又は検案書 ☐ 被相続人の戸籍(除籍)謄本 ☐ 相続人の戸籍謄本 ☐ 相続人の印鑑証明書 ☐ 事故証明書(交通事故の場合) ☐ 保険会社所定の事故報告書	

II. 年金等の請求手続き

項 目	手続き先	必要書類等	期限等
1 未支給年金	死亡者の所轄年金事務所	☐ 年金証書 ☐ 被相続人の戸籍(除籍)謄本 ☐ 請求者の戸籍謄本 ☐ 銀行の通帳及び通帳の印鑑 ☐ 被相続人と請求者の住民票	
2 遺族年金 ①国民年金 ②厚生・共済年金	市区町村の役所(保険年金課) 勤務先の年金事務所	☐ 裁定請求書 ☐ 死亡者と請求者の年金手帳 ☐ 死亡者と請求者との身分関係を明らかにすることのできる戸籍抄本 ☐ 死亡診断書 ☐ 銀行の通帳及び通帳の印鑑	5年以内
3 遺族補償給付	労働基準監督署	☐ 死亡診断書 ☐ 相続人の住民票 ☐ 印鑑 ☐ 保険証 ☐ 遺族補償年金支給請求書 ☐ 遺族補償一時金支給請求書 ☐ 遺族補償年金前払一時金支給請求書	5年以内

Ⅱ. 年金等の請求手続き			
項 目	手続き先	必要書類等	期限等
4 死亡一時金 (国民年金の第1号被保険者として36月以上保険料を納めた人が老齢基礎年金等を受けずに亡くなった場合)	市区町村の役所(保険年金課)	☐ 死亡一時金裁定請求書 ☐ 被相続人の年金手帳 ☐ 請求者の戸籍謄本 ☐ 被相続人と請求者の住民票写し ☐ 受取先銀行の通帳及び印鑑	2年以内
5 葬儀・埋葬に係る費用 ①葬祭料(業務上の死亡の場合)	事業所の所轄労働基準監督署	☐ 死亡診断書、死亡検案書又は検死調書の写し ☐ 被相続人の戸籍(除籍)謄本 ☐ 相続人の住民票 ☐ 印鑑 ☐ 葬祭料請求書	2年以内
②埋葬料	勤務先又は年金事務所	☐ 死亡診断書、死亡検案書又は検死調書の写し、埋葬許可書、火葬許可書又は事業主の証明書(いずれか一つ) ☐ 印鑑 ☐ 健康保険埋葬料請求書 ☐ 健康保険証	
③葬祭費	市区町村の役所(保険年金課)	☐ 埋葬許可書又は火葬許可書 ☐ 印鑑 ☐ 国民健康保険葬祭費支給申請書 ☐ 国民健康保険証	

(注)上記の必要書類等は、被相続人・相続人の状況や地域により異なる場合がございます。